|  |  |
| --- | --- |
| **徳島県マンション管理士会会則** |  |
| 第１章　総　則（名　称）第１条　当会は、徳島県マンション管理士会（以下「当会」という。）と称する。（主たる事務所の所在地）　第２条　当会は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。（定　義）第３条　この会則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　　一　適正化法　マンションの管理の適正化の推進に関する法律をいう。二　日管連　一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。　　三　登録マンション管理士　当会に所属し、日管連に登録するマンション管理士をいう。四　所属マンション管理士　当会に所属するマンション管理士をいう。　（日管連の定款及び倫理規程等の遵守）　第４条　会員は、当会の会則及び倫理規程はもとより、適正化法等関連法令並びに日管連の定款、倫理規程及び規則等を遵守しなければならない。（品　位）第５条　当会は、会員の品位を保持し、その業務の改善推進を図るため、会員の指導・連絡・監督に関する事務を行う。（他のマンション管理士会への入会）第６条　会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会ある第３章　会　員（会員の資格）　第８条　当会の会員は、徳島県内に住所又は事務所（マンション管理士事務所に勤務している場合は、その勤務先を事務所として取扱う。）を有するマンション管理士とする。２　前項の会員資格に関する基準は、別に規則で定める。（入　会）　第９条　入会を希望するマンション管理士は、会長に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。２　前項の入会申込書には、次条の書類を添付しなければならない。３　入会審査については、別に規則で定める。（会員の日管連への登録）第１０条　当会は、所属マンション管理士について、日管連が定める登録申請書を日管連に提出し、登録マンション管理士として登録しなければならない。２　前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載し、登録を受けるマンション管理士が署名捺印しなければならない。一　氏名及び性別二　生年月日三　住所又は事務所の名称・所在地四　試験の合格年月日及び合格証書番号五　登録番号及び登録年月日３　第１項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。一　住所又は事務所を証する書面二　略歴書三　マンション管理士登録証（写）（退　会）　第１４条　会員は退会するときは、会長に退会届を提出しなければならない。（会員資格の喪失）第１５条　会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。一　前条に基づき退会となったとき二　正当な理由なく年会費等を６か月以上滞納したとき三　除名されたとき四　死亡又は失踪宣告を受けたとき五　適正化法第３３条第１項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき六　登録マンション管理士でなくなったとき２　前項に該当する会員が、当該時点で発生している年会費その他の債務等、当会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。（懲　戒）第１６条　当会は、会員が当会の会則、規程及び規則等に違反したとき、及び次の各号に該当する事実があるときは、理事会決議又は総会決議を経て、懲戒することができる。ただし、この場合、第４２条は適用しない。一　当会の事業を妨げ、又は当会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき二　当会の会則及び倫理規程並びに日管連の定款及び倫理規程に違反した行為をしたとき三　その他懲戒すべき正当な理由があるとき２　懲戒は、次の５種とする。第４章　総　会（総会の種類）　第１７条　総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年１回事業年度終了後２ケ月以内に開催する。臨時総会は理事会の招集の決定の決議があった場合又は第２１条の招集の請求があった場合に開催する。（構成及び議決権）　第１８条　総会は、会員をもって構成する。２　会員は、各１個の議決権を有する。３　会員は、総会開会時点で未納会費がある場合は、議決権を行使することができない。４　会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。５　会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当会の会員でなければならない。６　代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。（招　集）　第１９条　総会は会長が招集する。２　総会の招集は、理事の過半数で決する。３　会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の２週間前までに、招集の目的、会議の日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。（招集手続の省略）　第２０条　総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。（請求に基づく招集）　第２１条　会長は、総会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する会員から会議の目的及び招集を必要とする理由を記載した書面をもって２　前項にかかわらず、第２２条第一号、第二号、第七号から第九号までの事項は、総会員の議決権の３分の２以上で議決する。３　前条及び前２項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなす。（総会の決議の省略）第２６条　総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。２　前項の書面は、次条の規定を準用する。（議事録）第２７条　議長は、議事録を作成し、それに議長及び出席した会員のうち２名が署名又は記名押印して１０年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。２　会員及び債権者は、当会の業務時間内に、議事録の閲覧を請求することができる。第５章　役員（役員）　第２８条　当会に次の役員を置く。一　会長二　副会長　１名三　理事　　２名以上５名以下（会長、副会長を含む。以下同じ。）四　監事　　１名（役員の選任）　第２９条　役員は、会員の中から、総会の決議により選任する。２　会長、副会長、事務局長は、理事会決議により選定及び解職する。産上の利益は、総会の決議をもって定める。２　役員が当会の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁する。（顧　問） 　第３５条　当会に顧問を置くことができる。２　顧問は理事会の決議を得て会長が委嘱する。３　顧問は、当会の運営上重要事項について会長の諮問に応じる。第６章　理事会（構　成）　第３６条　理事会は、理事で構成する。（議決事項）第３７条　理事会は、次の事項を議決する。一　会員の入退会の承認に関すること二　事務局及び委員会等の設置及び改廃に関すること三　規則・規程等の決定四　事業の執行方法に関すること五　総会に付議すべき議案に関すること六　事業報告、決算に関すること七　事業計画、収支予算に関すること八　資産の管理九　会長、副会長、事務局長の選定、解職十　理事の職務の執行の監督に関する事項十一　日管連総会議案の議決権行使に関する事項十二　その他当会運営上必要な事項（招　集）　第３８条　理事会は、会長が招集し、会日の１週間前までに各理事及び（職務の執行状況の報告）　第４３条　会長、副会長及び担当理事は、３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。（理事会議事録）　第４４条　担当理事は、議事録を作成し、理事会に出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは担当理事）及び監事が署名又は記名押印して１０年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。第７章　委員会（委員会の設置）　　　　　　第４５条　会長は、当会に綱紀委員会を置くほか、当会の運営及び特定事業に係る調査研究のために必要あるときは、理事会決議を経て、委員会を設置することができる。２　委員会は、常任委員会と特別委員会とする。３　常任委員会及び特別委員会の委員長及び委員は、理事会決議を経て、会長が委嘱する。４　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に委員会規程で定める。第８章　財産及び会計（事業年度）第４６条　当会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。（収　入）　第４７条　当会会計の収入は、会員の入会金、年会費、寄付金及びその他収入とする。一　事業報告二　事業報告の附属明細書（監事の監査報告書を含む。）三　貸借対照表四　損益計算書五　貸借対照表及び損益計算書の付属明細（計算書類等の保存）第５３条　当会は、前条第三号から第五号までに掲げる計算書類等を作成してから１０年間、当該計算書類等を保存しなければならない。（計算書類等の備置き及び閲覧）第５４条　当会は、各事業年度に係る第５２条各号に掲げる計算書類等を、定時総会の日の２週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。２　会員及び債権者は、当会の業務時間内に、前項に掲げる計算書類等の閲覧等の請求をすることができる。（剰余金の不配当）　第５５条　当会は、剰余金の配当はしないものとする。（残余財産の帰属）　第５６条　当会が解散した場合に残余資産があるときは、各会員に等しく帰属するものとする。第９章　会則の変更及び解散（会則の変更）第５７条　この会則は、総会の決議によって変更することができる。（解散）第５８条　当会は、総会の決議により解散する。附　則第１条　この会則は、平成28年5月16日から施行する。第２条　この会則第８条第１項に定める住所又は事務所の移転に伴って、他の会員会から当会に入会し直すとき、入会金は免除する。ただし、他の会員会所属時において年会費等の滞納があるときは、入会を認めないものとする。 | いは、日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む。）の会員となることはできない。第２章　目的及び事業（目的及び事業）第７条　当会は､日管連並びに徳島県及び関係団体との連携、協力等により、会員の活動を支援するとともにマンション管理士制度の普及、周知を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。２　当会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。　一　会員の指導・支援に関すること。二　会員の日管連への登録に関すること。 三　研修に関すること。四　会報の編集及び発行に関すること。五　広報活動に関すること。六　マンション管理に関する情報収集及び情報の公開に関すること。七　日管連並びに徳島県及び関係団体との連携、協力に関すること。八　マンション管理士制度の普及、周知に関すること。九　日管連並びに徳島県、関係団体等に対する要望活動に関すること。十　マンション管理に関する調査研究及び出版に関すること。十一　前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業に関すること。四　登録講習修了証（写）五　誓約書 六　写真　１葉（年会費等）第１１条　会員は、第９条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、当会に入会金及び年会費を納入しなければならない。２　前項に定めるもののほかに、会員は、日管連登録料を当会に納入しなければならない。３　当会は、日管連登録申請書と共に、前項の日管連登録料を受領し、日管連に納入する。４　当会は、毎年６月１日現在における所属マンション管理士数に応じた日管連年会費を、９月末までに日管連に納入する。５　当会の入会金及び年会費については、別に入会金及び年会費等に関する規程を定めるものとする。６　日管連登録料については、日管連の規程の定めによる。７　既に納入された入会金、年会費及び日管連登録料は返還しない。（会員名簿）　第１２条　当会は、会員の氏名、住所又は事務所等を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。２　当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所にあてて行うものとする。（届　出）第１３条　会員は氏名、住所又は事務所等の変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。２　当会は、毎年６月１日時点における所属マンション管理士名簿及び役員名簿を日管連に届け出なければならない。一　口頭注意二　文書戒告三　６か月以内の会員資格の停止四　退会勧告五　除名３　懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、会員の資格を喪失しない。第１４条及び第１５条の規定についてはこれを適用しない。４　懲戒に関する審査は、綱紀委員会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係がある委員は、委員会の調査及び審査に参加できない。５　会長は、会員に対する第２項第一号から第四号までの懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。６　会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えるものとする。７　当会は、会員を第２項第五号に定める除名をするときは、第２５条第２項に基づく総会の議決を経なければならない。又、除名対象となっている会員に対して、総会開催の一週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決する際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。８　前項の除名がなされた場合は、会長は遅滞なく除名した会員の氏名及びその理由を除名した会員を含む全会員に通知するものとする。９　会長は、第２項第三号から第五号の懲戒処分が決定されたときは、日管連に通知し、必要に応じて地方自治体に通知する。１０　第２項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から２年間、第五号の除名を受けた会員は、その処分決定日から４年間を経過するまでの間、当会に入会申込はできない。臨時総会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から１ケ月以内に総会を招集しなければならない。２　前項の請求者は、会長が前項の規定による請求があった日から１ケ月以内に総会を招集しない場合は、第１９条の規定にかかわらず、総会を招集することができる。（議決事項）　第２２条　総会は、次の事項を決議する。一　会則の制定、改正に関すること二　倫理規程の制定、改正に関すること三　決算に関すること四　事業計画と会計予算に関すること五　役員の選任又は解任に関すること六　当会の入会金、年会費の変更七　資金の借入及び返済八　会員の除名九　当会の合併、解散十　日管連からの退会十一　その他総会で決議すると理事会が決議した事項（議　長）第２３条　議長は、会長又は会長が指名する事務局長以外の理事がこれにあたる。（定足数）第２４条　総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、会議を開くことはできない。（決議の方法）第２５条　総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で議決する。３　監事は、理事を兼ねることはできない。（役員の職務）第３０条　会長は、当会を代表し、当会の業務を統括する。２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは会長の職務を行う。３　事務局長は当会の事務を所掌し、事務局を統括する。４　監事は当会の業務の執行及び財務の状況につき監査を行い、その結果を定時総会において報告しなければならない。（役員の任期）　第３１条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。３　任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。４　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。（役員の解任）第３２条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。（役員の退任）　第３３条　役員は、次の各号に該当したときは退任する。一　総会において解任の決議があったとき二　役員が当会の会員でなくなったとき三　第１６条第２項第三号から第五号の懲戒処分を受けたとき（役員の報酬・費用支弁）第３４条　役員の報酬その他の職務執行の対価として当会から受ける財各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。２　会長は、理事から請求があったときは、理事会を開催しなければならない。３　前項の場合、会長は５日以内に、その日から１週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。４　会長が、前項による臨時理事会を招集しない時は、開催を求めた理事が招集する。（招集手続きの省略）　　　　　　第３９条　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。（議　長）　第４０条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障等があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位にしたがい副会長がこれに代わるものとする。（理事会の決議）　第４１条　理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数で議決する。２　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。（理事会の決議の省略）　第４２条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く｡）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。２　前項の書面は、第４４条の規定を準用する。（借入の実行）　第４８条　当会は、事業資金の調達のために、総会の決議に基づき借入をすることができる。（返　済）第４９条　借入金の返済は、事業収入及び年会費収入より行う。２　借入金の返済資金が不足する場合には、総会の決議により会員に対してその負担を求める。（支　出）　第５０条　当会会計の支出は、事業に要する経費及び事務運営に要する経費とする。（事業計画及び収支予算）第５１条　会長は、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。　２　前項の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。３　前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とする。４　第１項及び第２項の書類については、主たる事務所に、当該事業が終了するまでの間備え置くものとする。（事業報告及び決算）第５２条　会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会決議を経て、定時総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第五号までの書類については、承認を得なければならない。第１０章　事務局（事務局の設置）第５９条　当会の事務処理のため、事務局を設置する。２　事務局には、事務局長及び事務局員を置く。３　事務局員は、理事会決議を経て、会長が任命する。ただし、非常勤職員を選ぶときは、理事会承認を得て、事務局担当理事が決定する。４　事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会決議により別に定める。（事務局に備え置く書類）第６０条　事務局には次の書類・帳簿を常に備え置かなければならない。　一　会則二　会員名簿三　役員及び職員の名簿四　総会及び理事会の議事に関する書類五　事業計画書及び収支予算書六　事業報告、損益計算書、貸借対照表及びこれ等の附属明細書七　監査報告書八　その他会則及び総会の決議で定める書類帳簿第１１章　雑　則（マンション管理士以外のもの）第６１条　当会は、マンション管理士以外のものを会員としてはならない。（会則に定めのない事項）第６２条　この会則に定めのない事項については、日管連定款又は当会の総会の決議の定めるところによる。 |